

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第三部 労働政策

## 第二編 政府の労働政策

## 第二章 国家公務員法の改正

## 第三節 人事院規則の制定

国家公務員法の改正によって発足した人事院は、一方では法第一六條に基いて四九年一月一日以後一二月二四日までの期間に総数七三に及ぶ人事院規則を制定するとともに、他方では法第三條第三項に基いて公務員の給与水準、あるいは行政整理の基準等について必要な指示勧告を行って来た(後者についてはそれぞれ、第四編、第五編参照)。

四九年中に施行された人事院規則の制定状況は次の如くである。

まず一月一日施行人事院規則一一〇によって、人事院規則は国家公務員法、政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二三年法律第四六号)その他人事院に規則制定権を與えるすべての法律(附則を含む)に従って制定される、とその法的根拠を示し、同日施行の規則一一一「規則の分類」によって次の如く人事院規則の分類を定めた。

一一〇の系列 総則、二一〇の系列 人事院、三一〇の系列 事務総長、四一〇の系列 国の機関、五一〇の系列 人事主任官会議、六一〇の系列 職階制、七一〇の系列 試験、八一〇の系列 任用、九一〇の系列 給与、一〇一〇の系列 能率、一一一〇の系列 分限及び離職、一二一〇の系列 懲戒、一三一〇の系列 異議の申立、一四一〇の系列 服務、一五一〇の系列 勤務時間及び休暇。

四九年中に制定された人事院規則をこの分類によつてかかげると次表の如くである。

- 一一〇 規則の法的根拠
- 一一一 規則の分類
- 一一二 用語の定義
- 一一三 法の規定の適用
- 一一三の一部改正
- 一一三の一部改正
- 一一四 現行の法律、命令、及び規則の廃止
- 一一四の一部改正
- 一一四の一部改正
- 一一五 特別職
- 一一六 委員会の委員等の職務と責任の特殊性に基く法の特例
- 一一六の一部改正
- 一一七 政府又はその機関と外国人との間の勤務の契約
- 二一〇 人事官の宣誓
- 二一一 人事院会議及びその手続

- 二一三 記録、報告及び統計
- 二一三 人事院事務総局の組織
- 二一三の一部改正
- 三一〇 事務総長の権限
- 四一〇 人事主任官を置く国の機関
- 四一〇の一部改正
- 四一〇の一部改正
- 五一〇 人事主任官会議
- 七一〇 試験総則
- 七一一 受験の資格要件
- 七一二 試験の告知
- 七一三 試験の機関
- 七一四 国家公務員法附則第九條の試験
- 八一〇 任命権者
- 八一一 職員の任用及び叙級
- 八一一の一部改正
- 八一一の一部改正
- 八一二 職員の兼職
- 八一三 任用候補者名簿
- 八一四 任用候補者の提示
- 八一五 任用の辞退
- 八一六 教育公務員採用志願者名簿に関する暫定措置
- 八一七 非常勤職員の任用
- 八一八 臨時職員制度の廃止
- 八一九 条件附任用
- 八一一〇 国家公務員法附則第九條の臨時的任用
- 八一一一 国家公務員法附則第九條の規定により人事院の指定する官職への職員の任用
- 九一〇 特殊勤務手当
- 九一一 常勤を要しない職員の給与
- 九一二 特別俸給表の適用範囲
- 九一三 給与の差引
- 九一四 給与の直接支払
- 九一五 給与簿
- 一〇一〇 職員の勤務条件中安全及び衛生に関する監督の権限
- 一一一〇 職員の意に反する降任及び免職
- 一一一一 休職の期間
- 一一一二 教職員の休職の場合
- 一二一〇 職員の懲戒
- 一三一〇 懲戒処分に対する審査の要求
- 一三一一 職員の意に反する不利益な処分及び懲戒処分に関する審査の手続
- 一四一〇 交渉の手続
- 一四一一 職員団体に関する職員の行爲
- 一四一二 職員団体登録

- 一四一二の一部改正
- 一四一三 職員団体の登録の変更
- 一四一四 営利企業への就職
- 一四一五 公選による公職
- 一四一六 職員のサービスの宣誓
- 一四一六の一部改正
- 一四一七 政治的行為
- 一五一〇 職員の勤務時間
- 一五一〇の改正
- 一五一一 勤務を要しない時間
- 一五一二 休息時間
- 一五一三 職員団体の業務にもつぱら従事するための職員の休暇
- 一五一四 非常勤職員の勤務時間及び休暇
- 一五一五 職員の夏期勤務時間に関する特例
- 一五一六 休暇

右のうち重要なものは次の如くである。

人事院規則一五一〇(昭和二四年一月一日施行)

職員の勤務時間

一、この規則は、政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二三年法律第四六号)による権限に基き、昭和二三年一二月一九日附内閣総理大臣宛連合最高司令官書簡に示された主旨に即応して発せられる緊急措置として制定するものである。この規則は、経済の速急な安定が我が国の現在の国民生活に絶対欠くことのできないものであることに鑑み、これに対し職として必要な寄與をさせようとするものである。

二、政府職員の新給与実施に関する法律第三五條に規定する場合を除き、職員の勤務時間は一週間について四八時間とする。

三、前項に定める勤務時間をいかに割り振るかは国会職員にあつては衆議院議長及び参議院議長の、裁判所職員にあつては最高裁判所の、会計検査院職員にあつては会計検査院の、人事院職員にあつては人事院の、その他の職員にあつては総理庁令の定めるところによる。

人事院規則一五一〇(職員の勤務時間)の一部改正(昭和二四年九月二四日)

第二項中「四八時間」を「四四時間」に改め、同項の末尾に「(昭和二四年一〇月二日施行)」を加える。

第三項を次のように改める。

三、前項に定める勤務時間の割り振りについては、原則として土曜日の午後を、勤務を要しない時間とするように、国会職員にあつては衆議院議長及び参議院議長が、裁判所職員にあつては最高裁判所が、会計検査院職員にあつては会計検査院が、人事院職員にあつては人事院が、その他の職員にあつては内閣総理大臣がそれぞれ定めるものとする。但し、土曜日の午後を勤務を要しない時間とすることが不適當な場合においては、その他の日においてこれに相当する勤務を要しない時間を設けるように定めることができる。(昭和二四年一〇月二日施行)

右の規則は勤務時間を一週四八時間として従來の慣例であつた土曜半休制を廃止したため官庁労働者の反対にあい、一〇月に至って一週四四時間に改めたものである。

## 交渉の手續

一、法第九八條第二項の規定が適用されていることをここに明かにし、その規定に従い、職員は、個別的に又は団体的に勤務条件に関し及びその他社交的厚生的活動を含む適法な目的のため、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。職員が、その職員の団体によって代表されることを選んだ場合においては、交渉は、次の手續に従わなければならない。

一、交渉は、職員の団体の代表者と関係機関の長又はその正当に委任を受けた者によってたがいにとりきめた時間に行わなければならない。

二、交渉、機関の長が適法に決定し及び管理する事項に限らなければならない。但し、交渉は、懲戒に関する事項を含まないものとする。

三、交渉は、人事院に登録した職員の団体によってのみ行われなければならない。

(註)傍点の部分が改正による追加。第九八條二項は、前節改正法の主要点(四)を参照)

右の規則は交渉の手續を定めた一応技術的なものであるが、団体的に交渉する場合その団体は人事院に登録されていなければならないとし、さらに一月一五日の改正によって、法第九八條二項にいう「交渉」から懲戒に関する事項が除外された点が重要である。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---